

## 自家用車活用事業（日本版ライドシェア）にかかる年次検査のFAQ

### Q1. 年次検査の対象と実施方法を知りたい

A. 日本版ライドシェア（自家用車活用事業）に供する自家用車について、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過する日までの間に保安基準適合性を確認します。

軽自動車の年次検査は軽自動車検査協会（軽自動車以外は自動車技術総合機構）または指定自動車整備工場において受けることができます。

なお、年次検査の制度に関する問い合わせ（保安基準適合性に関するものを除く。）については、最寄りの運輸支局等を案内させていただきます。

### Q2. 予約・受付の方法を知りたい

A. 当面は継続検査枠を利用し、年次検査を実施します。継続検査と同様の方法で予約いただき、軽自動車検査協会窓口にお越しください。

### Q3. 年次検査に必要な書類を知りたい

A. 自動車検査証、手数料収納済印影の表示された「年次検査受検申出書（様式1）」及び検査票になります。

※納税証明書・自賠償保険証明書・自動車重量税納付書・点検整備記録簿・継続検査申請書の提示または提出は不要です。ただし、視認による保安基準適合性の判定が困難な場合は、点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求める場合があります。

### Q4. 検査手数料の取扱いを知りたい

A. 技術情報管理手数料を除き、継続検査（持込検査）に係る手数料と同額（消費税相当分を含む。）になります。

### Q5. 年次検査を受けたら車検証の有効期間は更新されますか

A. 年次検査を実施しても車検証の有効期間の満了日は更新されません。継続検査による有効期間の満了日の更新とは別の取扱いになります。

自動車検査証の有効期間の満了日を更新したい場合は、年次検査ではなく、継続検査を受けるための手続きをお願いいたします。

※継続検査に必要な書類等の案内は[こちら](#)